

(改正) 特定都市河川浸水被害対策法の施行について

法律の概要

浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同で策定）雨水貯留施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等、浸水被害の防止のための対策を推進。

【改正法 施行日：R3.11.1】



改正の内容

- ① 特定都市河川の指定要件の見直し（都市圏の河川だけでなく、地方部の河川も対象）
- ② 流域水害対策協議会制度の創設
- ③ 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の創設
- ④ 浸水被害防止区域制度の創設
- ⑤ 貯留機能保全区域制度の創設

本市の対応

郡山市内の河川が指定された場合、本市は下記の業務を実施することとなる。

- ① 「流域水害対策計画」掲載事業の実施 **必須**
 (例) 公園, 学校への雨水貯留施設の整備、下水道施設（雨水管、貯留施設）の整備等
- ② 「雨水浸透阻害行為」の許可事務 **必須**
 - 1000 m³以上の造成工事等への雨水貯留施設の設置義務。
- ③ 「保全調整池」「貯留機能保全区域」の指定及届出事務 . . . **任意**
 - 民間の調整池及び保全区域を指定し、形状変更等を届出制とする。
- ④ 「浸水被害防止区域」の許可事務 **県が区域指定した場合**
 - 区域内の建築行為及び開発行為に対する洪水への安全対策の義務化。